

随意契約の状況		担当課：選挙管理委員会事務局		
		契約日：令和6年10月4日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
第50回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る氏名等掲示場設置等業務（八雲地域）	第50回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る八雲町内65箇所のポスター掲示場設置、管理及び撤去業務	令和6年10月5日 ～ 令和6年11月5日	北海道二海郡八雲町東雲町88番地 八雲勤労者企業組合 理事長 菊地三男	1,377,585 (1,252,350)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本業務は、八雲地域65箇所あるポスター掲示場を短期間で確実に設置し、選挙期間中における維持管理について迅速な対応が求められ、上記業者は、各種選挙において従来からポスター掲示場の設置、維持管理、撤去について委託してきた業者であり、これまでの実績や業務の内容に精通し、十分熟知している業者であります。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条2第1項第6号、八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に、基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約をするものであります。</p>				